

議案第90号

新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する  
条例を次のとおり制定する。

平成26年12月11日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部  
を改正する条例

**第1条** 新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20  
年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

**第2条** 新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次  
のように改正する。

第7条第2項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分  
の170」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成27年4月1日から  
施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当

に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成26年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

#### 提案理由

議会議員について、人事院勧告に準じた特別職の国家公務員に係る給与改定を勘案して期末手当の支給割合を改めるため、本案を提出する。